

令和7年度 阪神ものづくり価値創造チャレンジ事業運営管理業務 仕様書

1 業務の名称

令和7年度 阪神ものづくり価値創造チャレンジ事業運営管理業務（以下、「本業務」という。）

2 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 履行場所

阪神南県民センター、阪神北県民局指定場所

4 適用範囲

- (1) この仕様書は、本業務について適用する。
- (2) この仕様書に規定する事項は、受託者がその責任において履行するものとする。
- (3) 受託者は、契約書及び本仕様書に明示のない事項や疑義の生じた事項について、委託者との協議のうえ対応を決定するものとする。

5 本業務の目的

阪神地域に集積するものづくり企業は、優れた技術力を有し、成長・発展の可能性が高い一方、大企業の下請企業が多いため、国際情勢や経済社会環境の変化による取引先の方針転換及び業績悪化への対応等に関して、脆弱性を有している。

こうしたポテンシャルと課題を踏まえ、持続可能な地域産業を確立するため、阪神ものづくり企業が有するコア技術の応用範囲を拡張（価値創造）し、既存事業と価値創造事業との両利きの経営の実践を通じて、阪神ものづくり企業の競争力や自己変革力を高める。

6 委託料等

(1) 対象経費 令和7年度 阪神ものづくり価値創造チャレンジ事業運営管理費

(2) 上 限 額 10,800,000円以内（消費税及び地方消費税含む）

※ただし、令和7年度予算の成立が前提となるため、予算が提案通り成立しない場合は、事業内容及び委託金額等の大幅な変更や、本募集及び事業の実施を中止又は廃止する場合がある。

(3) そ の 他 再委託は原則として禁止する。なお、再委託を必要とする場合は、あらかじめ委託者と協議し、承諾を得た場合に限り認めるものとする。

7 業務内容

受託者は、本業務において、競争力の源泉と言える高い技術力を有する阪神ものづくり企業が、これまで接点を持たないスタートアップ企業等の技術的な課題解決に向けて協業する機会を創出し、同企業のコア技術の応用範囲の拡張（価値創造）を通じ

て異分野・新領域への進出を促すため、本業務の運営主体として、十分な人員体制・運営体制を構築したうえで、下記(1)～(6)を基本に、委託者との協議の上、全体企画、事務局業務、実施支援・管理、効果測定等を行う（なお、委託者は、受託者による代替案、協賛金の獲得や参加者の実費負担による資金の確保、委託者との協働等の追加提案を受け付ける。）。

受託者は、本業務期間終了までに、5件程度の協業事例創出を目標とすること。

なお、委託者と調整のうえ、本事業全体及び下記(2)～(6)の計画書や工程表を作成し、事前に委託者の承認を得ること。また、本事業に従事する者について、氏名及び主な実績等を提案書に記載すること。

(1) 共通事項

ア 本事業の全体を管理する責任者および下記(2)～(6)のプログラム（以下、「本プログラム」という。）の実施における運営責任者をそれぞれ設置すること。なお、それぞれのプログラムの責任者は同一の者であっても構わない。

イ 本プログラムの運営責任者は、ものづくり領域やスタートアップ支援に関する専門性を有することが望ましいが、再委託等により積極的な外部リソースの活用によるプログラム運営を行うことで、必要な専門性を担保することも可とする。

ウ 本プログラムの実施形態については指定しないが、参加者の利便性、支援の効率性等を十分考慮したうえで、社会情勢等も考慮しつつ、起業プラザひょうご尼崎等において、対面での実施（ヒアリング・個別協議・メンタリング等）機会を積極的に創出すること。

エ 本プログラム運営にあたっては、県内の事業会社や大学、支援機関、金融機関、研究機関等と積極的な連携を行うこと。

オ 本プログラムを県内外の多様な関係者に広く発信する観点から、本プログラムの紹介や参加者の募集、成果報告会の告知などを行うホームページを作成すること。

カ 本プログラムに関する各種の企画・設計、参加者や実施内容の決定等は、委託者との定期的な打合せ・協議をもつて行うこととし、随時の連絡調整や資料共有等は滞りなく実施すること。

キ 選定した全ての阪神ものづくり企業、スタートアップ企業等と個別面談等を行い、各者の現状や課題、ニーズ等を把握し、本プログラム期間中に達成すべきゴールとそのためのアクションを定めたうえで、支援報告書（任意様式）を作成し、委託者に提出すること。

ク 本プログラム運営にあたり、兵庫県やひょうご神戸スタートアップ・エコシステムコンソーシアムおよびその構成員、その他民間企業や関係機関等の実施する他のスタートアップ支援施策やものづくり領域におけるイノベーション創出支援施策等との効果的な連携を企画し、本事業成果の最大化に努めること。

ケ 本プログラムの効果的な運用のために、各プログラム開始前または実施期間中に、県内の事業会社や研究機関、支援機関等との協力関係を構築すること。

コ 各選定者に対して定例ミーティング等を設定し、目標に対する進捗管理を行う

とともに、新たに課題等が発生した場合には支援内容を見直すこと。なお、各採択者の進捗状況等については委託者に都度報告すること（様式任意）。

(2) 阪神ものづくり企業の技術調査

ア 本業務における阪神ものづくり企業とは、以下の(ア)(イ)(ウ)を満たす企業を想定しているが、プログラム実施にあたり委託者と調整のうえ定義すること。

(ア) 日本標準産業分類大分類の製造業に属する企業であること。

(イ) 阪神地域（尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町）に工場等のものづくりの拠点を有する企業であること。

(ウ) スタートアップ企業等の課題解決に最適な技術や実績がある企業であること。

イ スタートアップ企業等との協業の確度を高めるため、阪神ものづくり企業が有する技術や特許等を30社程度調査し、スタートアップ企業等の製品開発における技術的な課題（以下「技術的課題」という。）解決に強みを生かせる分野を分析すること。

ウ 調査対象の企業の選定にあたっては委託者と協議の上で選定をすること。企業規模は問わないが、中小企業が20社以上になることを考慮すること。

エ 阪神ものづくり企業が有する技術等の調査内容は、電子カルテとして取りまとめ、上記7(1)オのホームページを活用し公表すること。

(3) 本プログラムに参加するスタートアップ企業等の募集および選定

ア 本業務におけるスタートアップ企業等とは、以下の(ア)(イ)(ウ)を満たす企業を想定しているが、プログラム実施にあたり委託者と調整のうえ定義すること。

(ア) ものづくり領域のスタートアップ企業

(イ) 日本標準産業分類大分類の製造業に属する企業であること。

(ウ) 新たにものづくり領域での新規事業創出をめざす企業等

イ 上記(2)における分析に基づき、阪神ものづくり企業の強みを生かせる分野における技術的課題を集約し、参加企業を県内外から募集すること。なお、応募数の目標は20者以上とする。

ウ 募集に際しては、要件等を委託者と調整のうえ決定し、募集要項やエントリーフォーム等を作成すること。

エ 効果的な募集を行うため、上記7(1)オのホームページを活用するほか、WEBメディアやSNS等の各種媒体の活用、県内の大学、支援機関、金融機関、研究機関等との連携、委託者が有するネットワークの活用等に最大限努めること。

オ 募集期間は1ヶ月以上設定すること。

カ 応募者の中から、阪神ものづくり企業が強みを発揮できる分野の課題を有し、ビジネスアイデアの内容や具体性、市場性、優位性、将来性等の観点から審査を行い、5者程度を選定すること。なお、選定の基準やプロセスについては、外部の有識者を審査員として迎えるなど、募集開始前に委託者と十分調整し、採択者は委託者の了承をもって最終決定とすること。

(4) 本プログラムに参加する阪神ものづくり企業の募集および選定

- ア 技術的課題を掲載した受託者の提供するWEBプラットフォームを阪神ものづくり企業に限定公開し、技術的課題解決に資する提案を募集すること。なお、応募数の目標は50者程度とすること。
- イ 募集に際しては、要件等を委託者と調整のうえ決定し、募集要項やエントリーフォーム等を作成すること。
- ウ 効果的な募集を行うため、上記7(1)オのホームページを活用するほか、WEBメディアやSNS等の各種媒体の活用、県内の大学、支援機関、金融機関、研究機関等との連携、委託者が有するネットワークの活用等に最大限努めること。
- エ 本プログラムの募集にかかる告知と併せて、本プログラムへの参加誘因およびものづくり領域でのイノベーション創出の知見を広げるため、著名な講師や先進的な取組を行う企業等を招聘したセミナーを、募集期間内の初期に1回程度開催すること。
- オ 募集期間は1ヶ月以上設定すること。
- カ 応募者の中から、志望動機、提案の具体性・妥当性・実現可能性・独創性、協業体制、スケジュール等の観点から審査を行い、5者程度を選定すること。なお、選定の基準やプロセスについては、外部の有識者を審査員として迎えるなど、募集開始前に委託者と十分調整し、採択者は委託者の了承をもって最終決定とすること。

(5) 阪神ものづくり企業とスタートアップ企業との事業化支援

- ア 上記(3)カで選定したスタートアップ企業等に対して、技術的課題の洗い出しや明確化のためのヒアリング、上記(4)カで選定した阪神ものづくり企業に対して、異分野・新領域への進出意欲等のヒアリングを実施するとともに、協業に向けた知識、体制作り、留意点等の情報提供を行うこと。
- イ 上記アを実施したうえで、選定した阪神ものづくり企業とスタートアップ企業等（以下「選定企業同士」という。）が協業を検討する個別協議を4回程度行うこと。

また、個別協議において、ものづくり領域やスタートアップ支援等に精通した専門家等は、選定企業同士が協業仮説を立案できるよう、メンタリング支援を行うこと。

なお、本プログラムの有用性を発信し、阪神地域に本プログラムの浸透を図るため、協業検討の経過を報告する中間発表会を1回開催すること。

開催場所は阪神地域のセミナー会場（50名程度収容可能な施設）を原則とするが、委託者と調整のうえ、よりPR効果が見込まれる他の県内の場所に変更しても構わない。なお、オンラインでも同時に開催するなど、多くの関係者が参加できるように努めること。
- ウ 協業仮説の立案後も個別面談機会の設定、有益な情報の提供や必要な助言等の伴走支援により事業化を後押しすること。

エ 選定企業同士が技術課題を解決し、新規事業開発・展開（試作品開発、マーケティング、資金調達等）に向けた取組みが進められるよう、随時進捗状況等を把握するとともに、専門的視点等を踏まえたメンタリングを適宜実施するなど対象者に応じた必要な支援を行い、成果の創出・拡大に努めること。

オ その他、事業会社や大学、支援機関、金融機関、研究機関等、特に県内に所在する企業・機関等へのアクセスサポート、補助金申請や日々の業務上の課題への相談対応等を行うこと。

カ 上記アからオのために必要な支援を5ヵ月程度集中的に実施すること。

(6) 成果報告会の実施

ア 試作や実証に発展した先導事例等の本プログラムの成果について、県内外の関係者等に効果的にPRするため、成果報告会を開催すること。

イ 開催場所は阪神地域のセミナー会場（100名程度収容可能な施設）を原則とするが、委託者と調整のうえ、よりPR効果が見込まれる他の県内の場所に変更しても構わない。なお、オンラインでも同時に開催するなど、多くの関係者が参加できるよう努めること。

ウ 来場者については、プログラム参加者の今後の活動につながるよう県内の事業会社や大学、支援機関、金融機関、研究機関等から多くの来場があることはもちろん、県外の関係者にも広く案内し、他地域からも来場者を呼び込むこと。

エ 内容はプログラム参加者によるピッチを中心としつつ、当事業を通じて、阪神ものづくり企業がコア技術の応用範囲の拡張（価値創造）に取り組む機運醸成等につながるものとする。

8 スケジュール

履行期間中におけるスケジュールは概ね以下を想定するが、委託者からの提案に基づき、受託者と調整のうえ決定する。

令和7年4月	事業全体の企画・設計
令和7年5月～令和7年6月	阪神ものづくり企業の技術調査
令和7年7月～令和7年9月	スタートアップ企業等、阪神ものづくり企業の募集・選定
令和7年8月	キックオフセミナー
令和7年10月～令和7年11月	個別協議
令和7年10月～令和8年2月	個別メンター相談の実施
令和8年3月	成果報告会の開催、実績報告書の提出

9 その他

(1) 業務実施にあたっての留意点

ア 本業務にかかるプログラム・イベントは、起業プラザひょうご尼崎をはじめ、兵庫県内の起業支援拠点およびものづくり関連施設等での実施を原則とする。

イ 本業務の公共性に鑑み、受託者は透明性、公平性を確保し業務にあたること。

ウ アンケートなどにより、業務の効果を把握し適宜改善に努めること。

エ 本業務実施中は、事業進捗状況を定期的に委託者に報告するとともに、全体のスケジュール管理や作業工程・実績管理、成果・改善について、定期的を開催する打合せ・協議等により委託者等との協議・調整を行うこと。また、随時、委託者の求めに応じて本業務にかかる情報を提供すること。

なお、本業務の目的達成に資する業務内容があれば提案し、委託者等と協議のうえ実施すること。

オ 本業務実施中は、受託者及び受託者と人的又は資本関係のあるファンド等から参加者の企業等に投資してはならない。

カ 受託者が交代する場合は、円滑な引き継ぎに協力すること。本業務によって得られた情報や作成物は委託者に帰属するものであるから、プログラム等参加者等の各情報、諸規定・規約、WEBコンテンツ、PRツール等の著作物及び著作権、その他本業務の継続に必要な資産を遅滞なく委託者に無償で譲渡すること。受託者は作成物の利用に関する全ての著作権人格権については、これを行行使しないこと。

また、著作者が受託者以外の第三者である場合は、今後委託者及び新しい受託者に対して著作者人格権が行使されないよう措置すること。WEBサイトやSNS等は契約終了後、新しい受託者が引き続き使用できるものとする。

キ 個人情報や新事業の情報等の管理にあたって、適切な情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制を整備すること。

(2) 業務実施に関する基本的な条件

ア 各業務の実施にあたっては、本仕様書および本事業運営管理業務の企画提案募集要項ならびに企画提案書の内容をもとに、随時委託者等と連絡調整を行うこと。

イ 業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、委託者は契約金額以外の費用を負担しない。

ウ 労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法令、個人情報の保護に関する法律及び条例その他関係法令等を遵守すること。

また、この仕様書のほか、暴力団の排除、公正な業務執行、個人情報の保護及び適正な労働条件の確保に関しては委託契約書の特記事項にて定める。

エ 事業開始準備のために要する経費や契約終了に伴う引き継ぎのために要する経費については、委託者は負担しない。

オ 委託者との連絡窓口となる担当者を1名定めること。

カ 本業務の実施にあたっては、委託者と十分協議しながら進めること。

また、プログラム等の開催にあたっては使用する当該施設の管理者や講師、協力企業など必要な関係者との調整を行うこと。

キ 受託者は、本業務の処理を第三者に委託してはならない。ただし、業務の一部を再委託することについて、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

ク 受託者は、業務完了後における「業務報告書」をはじめとした下記9に定める所要の報告書類等のほか、業務の着手時及び実施中においても所要の書類を作成し、委託者に提出すること。

ケ 年度終了時において委託料に対し、経費に不足が生じても決定した額は変更しない。

コ 本仕様書に記載のないことや疑義が生じた場合は、事前に委託者と十分に協議すること。

10 業務報告書等の作成

(1) 業務着手時に提出する書類

- ・業務行程表
- ・業務計画書
- ・業務従事者名簿（担当者、メンター等）

(2) 業務の実施中に提出する書類

- ・打合せ記録
- ・支援報告書

(3) 業務の完了時に提出する書類（令和8年4月5日まで）

- ・業務完了届
- ・業務報告書
- ・その他、業務によって得られた資料一式

※納入形式は原則として電子データとする。別途、印刷物の提出を求める場合がある。